

練馬区国民健康保険条例の一部改正について（案）

1 改正の理由

特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準の改正

特別区の国民健康保険料は、「特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準」に基づき原則統一保険料方式を採用している。

平成30年2月の特別区長会において、平成30年度の特別区全体の国民健康保険事業費納付金、被保険者数、旧ただし書所得等の見込み数値をもとに共通基準の改正が行われたことに伴い、所要の改正を行う。

国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の改正

ア 保険料賦課限度額の改正

イ 保険料の減額（均等割額）の判定基準の改正

ウ 保険料の賦課総額に係る基準の改正

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）等の施行に伴い、区市町村の保険料の賦課総額に係る基準等が改正されたため、所要の改正を行う。

2 改正の内容

特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準の改正に伴う改正

ア 基礎賦課額の保険料率【第15条の4】

(ア) 所得割 「100分の7.47」を「100分の7.32」に改める。

(イ) 均等割 「38,400円」を「39,000円」に改める。また、均等割の算定に用いる被保険者数について「当該年度の初日における一般被保険者の見込数」を「当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数」に改める。

イ 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率【第15条の12】

(ア) 所得割 「100分の1.96」を「100分の2.22」に改める。また、賦課割合について

「100分の58に相当する額」を「100分の59に相当する額」に改める。

- (イ) 均等割 「11,100円」を「12,000円」に改める。また、賦課割合について「100分の42に相当する額」を「100分の41に相当する額」に、均等割の算定に用いる被保険者数について「当該年度の初日における一般被保険者の見込数」を「当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数」に改める。

#### ウ 介護納付金賦課額の保険料率【第16条の4】

- (ア) 所得割 「100分の1.54」を「100分の1.61」に改める。また、賦課割合について「100分の50に相当する額」を「100分の53に相当する額」に改める。
- (イ) 均等割 賦課割合について「100分の50に相当する額」を「100分の47に相当する額」に改める。また、均等割の算定に用いる被保険者数について「当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の見込数」を「当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数」に改める。

#### エ 保険料の減額【第19条の2】

- (ア) 第1号減額（7割減額）
- a 基礎賦課額の均等割額から減額する額について「26,880円」を「27,300円」に改める。
- b 後期高齢者支援金等賦課額の均等割額から減額する額について「7,770円」を「8,400円」に改める。
- (イ) 第2号減額（5割減額）
- a 基礎賦課額の均等割額から減額する額について「19,200円」を「19,500円」に改める。
- b 後期高齢者支援金等賦課額の均等割額から減額する額について「5,550円」を「6,000円」に改める。
- (ウ) 第3号減額（2割減額）
- a 基礎賦課額の均等割額から減額する額について「7,680円」を「7,800円」に改める。
- b 後期高齢者支援金等賦課額の均等割額から減額する額について「2,220円」を「2,400円」に改める。

国民健康保険法施行令の改正に伴う改正

ア 保険料賦課限度額【第15条の8、第19条の2】

基礎賦課額に係る賦課限度額について「540,000円」を「580,000円」に改める。

イ 保険料の減額（均等割額）の判定基準【第19条の2】

均等割額の5割軽減および2割軽減の判定基準をつぎのとおり改める。

(ア) 5割軽減

軽減対象となる所得基準額について「330,000円 + 270,000円 × 被保険者数」を「330,000円 + 275,000円 × 被保険者数」に改める。

(イ) 2割軽減

軽減対象となる所得基準額について「330,000円 + 490,000円 × 被保険者数」を「330,000円 + 500,000円 × 被保険者数」に改める。

ウ 保険料の賦課総額に係る基準

(ア) 基礎賦課総額に係る基準【第14条の3】

基礎賦課総額の算定の基準となる額について、つぎのaに掲げる額の見込額からbに掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額に改める。

a 当該年度における から までに掲げる額の合算額

療養の給付に要する費用の額

国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額

財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

保健事業に要する費用の額

その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用の額

b 当該年度における から までに掲げる額の合算額

法第74条の規定による補助金の額

法第75条の規定により交付を受ける補助金および同条の規定により貸し付けられる貸付金の額

国民健康保険保険給付費等交付金の額

その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用のための収入の額

(イ) 後期高齢者支援金等賦課総額に係る基準【第15条の9】

後期高齢者支援金等賦課総額の算定の基準となる額について、つぎのaに掲げる額の見込額からbに掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額に改める。

a 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額

b 当該年度における および に掲げる額の合算額

法第75条の規定により交付を受ける補助金および同条の規定により貸し付けられる貸付金の額

その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用のための収入の額

(ウ) 介護納付金賦課総額に係る基準【第16条】

介護納付金賦課総額の算定の基準となる額について、つぎのaに掲げる額の見込額からbに掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額に改める。

a 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額

b 当該年度における および に掲げる額の合算額

法第75条の規定により交付を受ける補助金および同条の規定により貸し付けられる貸付金の額

その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用のための収入の額

その他

規定の整備を行う。【第2条、第6条、第14条の2、第24条の4】

3 施行期日

平成30年4月1日

4 その他

改正に伴う経過措置について、付則で定める。

## 5 保険料率等改正内容一覧

### 保険料率一覧

項 目		改定前	改定後	増 減
基 礎 分	賦課割合（所得割：均等割）	59：41	59：41	
	所得割料率	7.47/100	7.32/100	0.15/100
	被保険者均等割額	38,400 円	39,000 円	600 円
	賦課限度額	540,000 円	580,000 円	40,000 円
支 援 金 分	賦課割合（所得割：均等割）	58：42	59：41	
	所得割料率	1.96/100	2.22/100	0.26/100
	被保険者均等割額	11,100 円	12,000 円	900 円
	賦課限度額	190,000 円	190,000 円	据え置き
計	賦課割合（所得割：均等割）	59：41	59：41	
	所得割料率	9.43/100	9.54/100	0.11/100
	被保険者均等割額	49,500 円	51,000 円	1,500 円
	賦課限度額	730,000 円	770,000 円	40,000 円

項 目		改定前	改定後	増 減
介 護 分	賦課割合（所得割：均等割）	50：50	53：47	
	所得割料率	1.54/100	1.61/100	0.07/100
	被保険者均等割額	15,600 円	15,600 円	据え置き
	賦課限度額	160,000 円	160,000 円	据え置き

（参考）平成30年度標準保険料率

項 目	基 礎 分	支 援 金 分	介 護 分
所得割料率	7.41/100	2.40/100	2.08/100
被保険者均等割額	42,144円	13,592円	15,486円

保険料の減額（均等割）一覧

項 目		減額する額			減額した後の均等割額（ ）は改定前
		改定前	改定後	増 減	
基礎分	均等割額 7 割減額	26,880 円	27,300 円	420 円	11,700円（11,520円）
	均等割額 5 割減額	19,200 円	19,500 円	300 円	19,500円（19,200円）
	均等割額 2 割減額	7,680 円	7,800 円	120 円	31,200円（30,720円）
支援金分	均等割額 7 割減額	7,770 円	8,400 円	630 円	3,600円（3,330円）
	均等割額 5 割減額	5,550 円	6,000 円	450 円	6,000円（5,550円）
	均等割額 2 割減額	2,220 円	2,400 円	180 円	9,600円（8,880円）
計	均等割額 7 割減額	34,650 円	35,700 円	1,050 円	15,300円（14,850円）
	均等割額 5 割減額	24,750 円	25,500 円	750 円	25,500円（24,750円）
	均等割額 2 割減額	9,900 円	10,200 円	300 円	40,800円（39,600円）

項 目		減額する額			減額した後の均等割額（ ）は改定前
		改定前	改定後	増 減	
介護分	均等割額 7 割減額	10,920 円	10,920 円	0 円	4,680円（4,680円）
	均等割額 5 割減額	7,800 円	7,800 円	0 円	7,800円（7,800円）
	均等割額 2 割減額	3,120 円	3,120 円	0 円	12,480円（12,480円）

6 平成30年度 1人当たり国民健康保険料

項 目	改定前	改定後	増 減
基礎分・支援金分	118,441円	121,988円	3,547円（+2.99%）
基礎分・支援金分・介護分	149,427円	154,873円	5,446円（+3.64%）

7 平成30年度国民健康保険料の試算

別紙1のとおり

8 新旧対照表

別紙2のとおり

## 平成30年度 国民健康保険料試算（年額）

年金所得者（65歳以上）1人世帯【世帯主（65歳）のみ】

単位：円

年 収	100万	153万	200万	300万	400万	500万	600万	700万	800万	900万
29年度	14,850	14,850	83,921	188,121	265,918	345,130	425,285	505,440	588,424	678,009
30年度	15,300	15,300	85,638	191,238	269,943	350,079	431,169	512,259	596,211	686,841
差額	450	450	1,717	3,117	4,025	4,949	5,884	6,819	7,787	8,832
均等割軽減	7割減	7割減	2割減	-	-	-	-	-	-	-

年金所得者（65歳以上）2人世帯【世帯主（65歳）+ 配偶者（65歳・収入なし）】

単位：円

年 収	100万	153万	200万	300万	400万	500万	600万	700万	800万	900万
29年度	29,700	29,700	93,821	237,621	315,418	394,630	474,785	554,940	637,924	692,834
30年度	30,600	30,600	95,838	242,238	320,943	401,079	482,169	563,259	647,211	737,841
差額	900	900	2,017	4,617	5,525	6,449	7,384	8,319	9,287	45,007
均等割軽減	7割減	7割減	5割減	-	-	-	-	-	-	-

給与所得者（65歳未満）1人世帯【世帯主（35歳）のみ】

単位：円

年 収	98万	100万	200万	300万	400万	500万	600万	700万	800万	900万
29年度	14,850	26,636	133,427	199,437	269,219	344,659	420,099	499,311	584,181	669,051
30年度	15,300	27,408	135,906	202,686	273,282	349,602	425,922	506,058	591,918	677,778
差額	450	772	2,479	3,249	4,063	4,943	5,823	6,747	7,737	8,727
均等割軽減	7割減	5割減	-	-	-	-	-	-	-	-

給与所得者（65歳未満）2人世帯【世帯主（35歳）+ 配偶者（35歳・収入なし）】

単位：円

年 収	98万	100万	200万	300万	400万	500万	600万	700万	800万	900万
29年度	29,700	51,386	163,127	248,937	318,719	394,159	469,599	548,811	633,681	690,972
30年度	30,600	52,908	166,506	253,686	324,282	400,602	476,922	557,058	642,918	728,778
差額	900	1,522	3,379	4,749	5,563	6,443	7,323	8,247	9,237	37,806
均等割軽減	7割減	5割減	2割減	-	-	-	-	-	-	-

給与所得者（65歳未満）3人世帯

【世帯主（35歳）+ 配偶者（35歳・収入なし）+ 子（10歳・収入なし）】

単位：円

年 収	98万	100万	200万	300万	400万	500万	600万	700万	800万	900万
29年度	44,550	76,136	202,727	298,437	368,219	443,659	519,099	598,311	683,181	702,072
30年度	45,900	78,408	207,306	304,686	375,282	451,602	527,922	608,058	693,918	761,854
差額	1,350	2,272	4,579	6,249	7,063	7,943	8,823	9,747	10,737	59,782
均等割軽減	7割減	5割減	2割減	-	-	-	-	-	-	-

：年金収入153万円および給与収入98万円は、均等割のみ世帯の収入上限である。



## 練馬区国民健康保険条例新旧対照表

現 行	改正案
<p>第1条 省略</p> <p>第2章 国民健康保険運営協議会</p> <p>(委員の定数)</p> <p>第2条</p> <p>国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の委員の定数は、つぎの各号に定めるところによる。</p> <p style="margin-left: 40px;">} 省略</p> <p>第3条 } 省略</p> <p>第5条 }</p> <p>(療養の給付の範囲)</p> <p>第6条 療養の給付の範囲は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第36条第1項に定めるところによる。</p> <p>第7条 } 省略</p> <p>第14条 }</p> <p>(保険料の賦課額)</p> <p>第14条の2 保険料の賦課額は、被保険者である世帯主およびその世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額(国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号。以下「法施行令」という。)第29条</p>	<p>第1条 同左</p> <p>第2章 練馬区国民健康保険運営協議会</p> <p>(設置および委員の定数)</p> <p>第2条 国民健康保険事業の運営に関する事項を審議させるため、国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第11条第2項の規定に基づき、区長の附属機関として、練馬区国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>2 協議会の委員の定数は、つぎの各号に定めるところによる。</p> <p style="margin-left: 40px;">} 同左</p> <p>第3条 } 同左</p> <p>第5条 }</p> <p>(療養の給付の範囲)</p> <p>第6条 療養の給付の範囲は、法第36条第1項に定めるところによる。</p> <p>第7条 } 同左</p> <p>第14条 }</p> <p>(保険料の賦課額)</p> <p>第14条の2 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額(国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号。以下「法施行令」という。)第29条の7第1項第1号に規定す</p>

の7第1項に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。)および後期高齢者支援金等賦課額(同項に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。)ならびに介護納付金賦課被保険者(同項に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金賦課額(同項に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。)の合算額とする。

(一般被保険者に係る基礎賦課総額)

第14条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。))以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第19条の2の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

当該年度における療養の給付に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費および高額介護合算療養費の支給に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額、高齢者医療確保法の規定による前期高齢者納付金等(以下「前期高齢者納付金等」という。)の納付に要する費用の額、保健事業に要する費用の額、法第81条の2第1項第1号に掲げる交付金を交付する事業に

る基礎賦課額をいう。以下同じ。)および後期高齢者支援金等賦課額(同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。)ならびに介護納付金賦課被保険者(同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金賦課額(同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。)の合算額とする。

(一般被保険者に係る基礎賦課総額)

第14条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。))以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第19条の2の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

当該年度におけるつぎに掲げる額の合算額

イ 療養の給付に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額ならびに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費および高額介護合算療養費の支給に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額の合算額

ロ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金(以下「国民

係る同条第2項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額、同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額の2分の1に相当する額ならびにその他の国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務（前期高齢者納付金等、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）および高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）ならびに介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に関する事務を含む。次号において同じ。）の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、退職被保険者等に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費および高額介護合算療養費の支給に要する費用の額ならびに後期高齢者支援金等、病床転換支援金等および介護納付金の納付に要する費用の額を除く。）の合算額から法附則第7条第1項第2号に規定する調整対象基準額に同号に規定する退職被保険者等所属割合（以下「退職被保険者等所属割合」という。）を乗じて得た額を控除した額（高齢者医療確保法の規定による前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した

健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用（東京都（以下「都」という。）が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。都の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）および高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）ならびに介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ハ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

ニ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

ホ 保健事業に要する費用の額

ヘ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等および介護納付金の納付に要する費用に充てる部分ならびに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額ならびに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費および高額介護合算療養費の支給に要する

額)

当該年度における法第70条の規定による負担金（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）および高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）ならびに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第72条の規定による調整交付金（後期高齢者支援金および病床転換支援金ならびに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第72条の2の規定による都道府県調整交付金（後期高齢者支援金および病床転換支援金ならびに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第72条の5の規定による負担金、法第74条の規定による補助金、法第75条の規定による補助金（後期高齢者支援金等および病床転換支援金等ならびに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）および貸付金（後期高齢者支援金等および病床転換支援金等ならびに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第81条の2第1項の規定による交付金ならびにその他の国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用ならびに後

費用の額ならびに都が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等および介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）および退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）

当該年度におけるつぎに掲げる額の合算額

イ 法第74条の規定による補助金の額  
ロ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等および介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このロにおいて同じ。）に係るものを除く。）および同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ハ 国民健康保険保険給付費等交付金（法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金をいう。二において同じ。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。二において同じ。）に係るものを除く。）の額

ニ その他区の国民健康保険に関する

期高齢者支援金等および病床転換支援金等ならびに介護納付金の納付に要する費用を除く。）のための収入（法第72条の3第1項の規定による繰入金および法附則第7条第1項の規定による療養給付費等交付金（以下「療養給付費等交付金」という。）を除く。）の額の合算額

第14条の4 }  
第15条の3 } 省略

（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率）

第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、つぎのとおりとする。

所得割 100分の7.47(一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の59に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）

被保険者均等割 被保険者1人につき38,400円（一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の41に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者

特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等および介護納付金の納付に要する費用に充てる部分ならびに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金および国民健康保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額

第14条の4 }  
第15条の3 } 同左

（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率）

第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、つぎのとおりとする。

所得割 100分の7.32(一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の59に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）

被保険者均等割 被保険者1人につき39,000円（一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の41に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2

の見込数で除して得た額)

第15条の5 }  
第15条の7 } 省略

(基礎賦課限度額)

第15条の8 第14条の4または第15条の5の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の4の基礎賦課額と第15条の5の基礎賦課額との合算額をいう。第19条および第19条の2において同じ。)は、540,000円を超えることができない。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第15条の9 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第19条の2の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

当該年度における後期高齢者支援金等および病床転換支援金等の納付に要する費用の額から後期高齢者支援金および病床転換支援金の額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を控除した額

当該年度における法第70条の規定による負担金(後期高齢者支援金および病床転換支援金の納付に要する費用に

箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

第15条の5 }  
第15条の7 } 同左

(基礎賦課限度額)

第15条の8 第14条の4または第15条の5の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の4の基礎賦課額と第15条の5の基礎賦課額との合算額をいう。第19条および第19条の2において同じ。)は、580,000円を超えることができない。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第15条の9 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第19条の2の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等および病床転換支援金等の納付に要する費用に充てる部分であって、都が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。)の額

当該年度におけるつぎに掲げる額の合算額

イ 法附則第22条の規定により読み替

係るものに限る。）、法第72条の規定による調整交付金（後期高齢者支援金および病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第72条の2の規定による都道府県調整交付金（後期高齢者支援金および病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第75条の規定による補助金（後期高齢者支援金等および病床転換支援金等の納付に要する費用に係るものに限る。）および貸付金（後期高齢者支援金等および病床転換支援金等の納付に要する費用に係るものに限る。）その他国民健康保険事業に要する費用（後期高齢者支援金等および病床転換支援金等の納付に要する費用（後期高齢者支援金等および病床転換支援金等の納付に関する事務の執行に要する費用を除く。）に係るものに限る。）のための収入（法第72条の3第1項の規定による繰入金および療養給付費等交付金を除く。）の額の合算額

第15条の10 省略

第15条の11 省略

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）

第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、つぎのとおりとする。

所得割 100分の1.96（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の58に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額）の総

えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）および同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

口 その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

第15条の10 同左

第15条の11 同左

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）

第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、つぎのとおりとする。

所得割 100分の2.22（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の59に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額）の総

額で除して得た数)

被保険者均等割 被保険者 1 人につき 11,100円 (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の42に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額)

第15条の13 }  
第15条の16 } 省略

(介護納付金賦課総額)

第16条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第19条の2の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

当該年度における介護納付金の納付に要する費用の額

当該年度における法第70条の規定による負担金(介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)、法第72条の規定による調整交付金(介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)、法第72条の2の規定による都道府県調整交付金(介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)、法第75条の規定による補助金(介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)および貸付金(介護納付金の

額で除して得た数)

被保険者均等割 被保険者 1 人につき 12,000円 (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の41に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

第15条の13 }  
第15条の16 } 同左

(介護納付金賦課総額)

第16条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第19条の2の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(都の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額

当該年度におけるつぎに掲げる額の合算額

イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)および同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

ロ その他区の国民健康保険に関する

納付に要する費用に係るものに限る。)  
その他国民健康保険事業に要する費用  
(介護納付金の納付に要する費用(介  
護納付金の納付に関する事務の執行に  
要する費用を除く。))に係るものに限  
る。)のための収入(法第72条の3第  
1項の規定による繰入金を除く。)の  
額の合算額

第16条の2 省略

第16条の3 省略

(介護納付金賦課額の保険料率)

第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係  
る介護納付金賦課額の保険料率は、つぎ  
のとおりとする。

所得割 100分の1.54(介護納付金賦  
課総額の100分の50に相当する額を介  
護納付金賦課被保険者に係る賦課期日  
の属する年の前年の所得に係る基礎控  
除後の総所得金額等の見込額(法施行  
令第29条の7第4項第4号ただし書に  
規定する場合にあっては、省令第32条  
の10に規定する方法により補正された  
後の金額)の総額で除して得た数)

被保険者均等割 被保険者1人につ  
き15,600円(介護納付金賦課総額の  
100分の50に相当する額を当該年度の  
初日における介護納付金賦課被保険者  
の見込数で除して得た額)

第16条の5 }  
                  } 省略  
第19条 }

(保険料の減額)

第19条の2 つぎの各号に該当する納付義  
務者に対して課する保険料の額は、第14  
条の4または第15条の5の基礎賦課額か

特別会計において負担する国民健康  
保険事業に要する費用(国民健康保  
険事業費納付金の納付に要する費用  
に限る。))のための収入(法附則第  
9条第1項の規定により読み替えら  
れた法第72条の3第1項の規定によ  
る繰入金を除く。))の額

第16条の2 同左

第16条の3 同左

(介護納付金賦課額の保険料率)

第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係  
る介護納付金賦課額の保険料率は、つぎ  
のとおりとする。

所得割 100分の1.61(介護納付金賦  
課総額の100分の53に相当する額を介  
護納付金賦課被保険者に係る賦課期日  
の属する年の前年の所得に係る基礎控  
除後の総所得金額等の見込額(法施行  
令第29条の7第4項第4号ただし書に  
規定する場合にあっては、省令第32条  
の10に規定する方法により補正された  
後の金額)の総額で除して得た数)

被保険者均等割 被保険者1人につ  
き15,600円(介護納付金賦課総額の  
100分の47に相当する額を当該年度の  
前年度およびその直前の2箇年度の各  
年度における介護納付金賦課被保険者  
の数等を勘案して算定した数で除して  
得た額)

第16条の5 }  
                  } 同左  
第19条 }

(保険料の減額)

第19条の2 つぎの各号に該当する納付義  
務者に対して課する保険料の額は、第14  
条の4または第15条の5の基礎賦課額か

ら、それぞれ、当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が540,000円を超える場合には、540,000円）および第15条の10または第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のロに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円）ならびに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のハに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が160,000円を超える場合には、160,000円）の合算額とする。

世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者および特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額または同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項または第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項または第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額および他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項または第15項の規定の

ら、それぞれ、当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が580,000円を超える場合には、580,000円）および第15条の10または第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のロに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円）ならびに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のハに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が160,000円を超える場合には、160,000円）の合算額とする。

世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者および特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額または同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項または第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項または第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額および他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項または第15項の規定の

適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項または第35条の3第13項もしくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額および同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の算定についても同様とする。以下この条において同じ。)および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 26,880円

適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項または第35条の3第13項もしくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額および同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の算定についても同様とする。以下この条において同じ。)および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 27,300円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者 1 人について 7,770円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者 1 人について 10,920円

前号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に、270,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者 1 人について 19,200円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者 1 人について 5,550円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者 1 人について 7,800円

第1号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に、490,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者 1 人について 8,400円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者 1 人について 10,920円

前号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に、275,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者 1 人について 19,500円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者 1 人について 6,000円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者 1 人について 7,800円

第1号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に、500,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た

額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 7,680円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 2,220円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 3,120円

第19条の3 }  
第24条の3 } 省略

(特例対象被保険者等に係る届出)

第24条の4 省略

2 前項の規定による届出は、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証を提示して行わなければならない。

第25条 }  
第29条 } 省略

付 則 省略

額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 7,800円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 2,400円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 3,120円

第19条の3 }  
第24条の3 } 同左

(特例対象被保険者等に係る届出)

第24条の4 同左

2 前項の規定による届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。

第25条 }  
第29条 } 同左

付 則 同左

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の練馬区国民健康保険条例第14条の2、第14条の3、第15条の4、第15条の8、第15条の9、第15条の12、第16条、第16条の4および第

19条の2の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。